令和６年３月19日

分任支出負担行為担当官
沖縄総合事務局北部国道事務所長
眞栄里　和也

見積書提出依頼（オープンカウンター方式）

件　　名	令和６年度北部国道ソーラー監視カメラシステム保守管理業務
数　量　等	別添の仕様書のとおり
履　行　期　間	令和６年４月１日から令和７年３月３１日
見積書の提出場所	沖縄総合事務局　北部国道事務所　総務課
お　問　合　せ　先	沖縄総合事務局　北部国道事務所　総務課　契約係 〒905-0019　沖縄県名護市大北４丁目２８番３４号 TEL：0980-52-4350　　FAX：0980-52-1131 ※メールによる見積書提出を希望する場合は、送信先を事前に担当者へ確認すること。
見積書提出期限	令和６年３月26日(火)　１３：３０まで
留　意　事　項	・　発注依頼は原則として見積書提出期限の翌日までに電話連絡いたします。 （発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますので、ご了承下さい。） ・　初めて北部国道事務所と契約を締結する事業者様は、振込先口座の手続が必要となります。「債主登録票」をお渡ししますので、速やかにご提出下さい。また、過去に契約締結のあった事業者様でも、登録内容に変更がある場合は同様にご提出下さい。こちらの登録が終わりませんと、契約手続を進めることができません。
	１　『オープンカウンター方式試行要領』（別紙参照）に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 ２　仕様書等に関しての質問等については、上記お問合せ先に書面（様式自由）により提出をお願い致します。（※メールまたはFAXによる質問も可）。 ３　見積書は任意様式でご提出願います。但し、下記についてご留意下さい。 ・提出日及び件名を記載して下さい。 ・見積書には、品名、数量、単価、金額を明記して下さい。 ・宛名は「分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 北部国道事務所長 眞栄里和也」として下さい。 ・会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印（又は社印＋個人名印）を押印して下さい。 ・メールによる見積書提出の場合は、代表者名の下部余白に、担当者の部署及び氏名、連絡先を記載することにより押印を省略することができます。 ・見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額までを記載して下さい。なお、１円未満の端数がある場合は切り捨てることとします。 ４　見積金額（消費税額及び地方消費税相当額を加算した金額）には、調達物品の本体価格のほか、納入場所までの搬入に要する一切の諸経費を含めるものとする。 ５　５０万円を超える契約にあたっては、請書の提出が必要となります。 ６　完了払いとします。 ７　適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 ８　契約締結日は令和６年４月１日とします。但し、令和６年４月２日以降に予算成立した場合には契約締結日はその成立日とし、また暫定予算となった場合には、予算措置が全額計上されているときは全額契約とするが、全額計上されていないときは、当面全体の契約期間に対する暫定予算の期間分の契約とします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
- 予定価格250万円以下の工事又は製造
- 予定価格　50万円以下の財産の売払
- 予定価格160万円以下の財産の購入
- 予定価格100万円以下の役務

令和６年度北部国道ソーラー監視カメラシステム保守管理業務

仕　様　書

第　１　条　適用の範囲

本仕様書は、北部国道事務所が発注する「令和６年度北部国道ソーラー監視カメラシステム保守管理業務（以下、本業務という。）」に適用する。

第　２　条　目　的

本業務は、北部国道事務所のソーラー監視カメラシステムの保守管理を目的とする。

第　３　条　契約期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

本業務は令和６年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする案件である。契約締結日は令和６年４月１日、履行期間の始期は令和６年４月１日とする。ただし、令和６年４月２日以降に予算が成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、当面全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

第　４　条　履行場所

沖縄総合事務局北部国道事務所管内

第　５　条　業務の内容

１．保守

１．１　定期点検

以下の機器の動作状況の点検を行う。実施時期は発注担当者と協議し決定する。点検は１回を予定している。

・ソーラーパネル（120ｗ）：１枚(外観確認・清掃・出力計測)
・PoEHUB（8ポート）：１台(動作ランプ確認・清掃)
・Simルータ（RX210）：１台(動作ランプ確認)
・チャージコントローラ（CD20M）：１台(本体モニター確認)
・クラウドカメラ（CP-2L）：１台(外観確認・清掃)
・インバータ（TS-200）：１台（出力計測）
・機器間配線：１式(外観確認)

本体フレーム及び各取付けボルトの緩み確認、必要があれば、まし締めを行う。

１．２　バッテリー保守

・バッテリー（12V110Ahメンテナンスフリータイプ）の機能が低下しシステム運用に影響がある場合、発注担当者からの指示により、すみやかに充電済み予備バッテリーと交換を行う。交換は１回を予定している。予備バッテリーは受注者で準備する。

１．３　その他

・機器障害によりシステム運用に影響がある場合、発注担当者からの指示により修理対応を行う。この場合の費用については契約変更の対象とする。

２．管理

２．１　通信管理

クラウドカメラの動画、音声データを途切れる事無くインターネット上にアップロードするために必要な通信回線を確保するものとする。

・通信回線

容量：300GB/月程度　（LTE回線）

２．２．映像蓄積管理

クラウドカメラの動画、音声データを保存し、必要なときにインターネットよりダウンロードできるクラウドサービス確保するものとする。

・動画音声保存期間：７日

第６条　その他

本業務を履行するに当たり疑義が生じた場合は発注者と受注者で協議を行い決定する。

第７条　契約変更

契約数量に変更が生じた場合は契約変更の対象とする。

第８条　支払条件

検査合格後、適法な請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。なお、支払いは完了払いとする。

第９条　実施条件

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであれば BCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

第 10 条　受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）第９条第１項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成２７年１１月２日内閣府訓令第３９号）第３条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL ： https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf

分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局
北部国道事務所長　眞栄里 和也　　殿

件名：令和6年度北部国道ソーラー監視カメラシステム保守管理業務

日付：令和　　年　　月　　日

見 積 書

住 所

会 社 名

内容	数量	単位	金 額
定期点検	1	回	
バッテリー保守	1	回	
通信管理	1	式	
映像蓄積管理	1	式	
消費税	1	式	
業務金額	1	式	

※適正な請求書を受理した日から30日以内の支払い

【別紙】

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

1　受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法 に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

2　受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。

　この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

3　受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

（適正な安全管理）

4　受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

5　受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

6　受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

7　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

8　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理の確認）

9　発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

（業務従事者の監督）

10　受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、 個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

（改善の指示）

11　発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

（廃棄等）

12　受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

（事故発生時における報告）

13　受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（違反した場合の措置）

14　発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。

平成２１年　６月　９日
改正　平成２１年　９月１０日
平成２３年　４月２０日
平成２４年１２月２５日
平成２９年１２月２１日
最終改正　令和　５年　９月　７日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

（定義）

第１条　オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第２条　本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第９９条第２号から第７号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成１８年８月２５日付け財計第２０１７号を準用して、同号一（２）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（２）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

＜参考＞予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条　会計法第二十九条の三第五項 の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二　予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三　予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四　予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五　予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六　予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

（参加資格）

第３条　本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一　予決令第７０条及び第７１条の規定を準用して、これに該当しない者

二　九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成１３年１月６日付け国官会第２２号）」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題な

いと認めた者

三　見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四　内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者

ただし、管内だけでは十分な参加者が見込めないと判断した場合はこの限りではない。

五　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六　予決令第９９条第５号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第１８条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第１６条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

（手続）

第４条　毎週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の１３時３０分から翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の１３時３０分まで、カウンターで仕様書等を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をＦＡＸすることができる。

２　見積書は、前項の翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の１３時３０分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送、メール又はＦＡＸ※とする。ただし、ＦＡＸの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出すること。また、見積書は余白に「責任者の部署及び氏名、担当者の部署及び氏名並びに連絡先」を記載することにより押印を省略できるので、メールによる提出の場合はこれによること。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

※　ＦＡＸによる見積書提出の場合、必ず担当者にＦＡＸした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

３　見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が２名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

＜予決令第８１条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得（昭和５４年４月１日開管理第４６９号。以下「心得」という。）第４条参照＞

４　見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

５　予決令第９９条第３号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

６　オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第９９条の２及び第９９条の３の規定を準用して、見積を行う。

＜心得第５条参照＞

（見積書の無効）

第５条　次の各号の一に該当する見積は無効とする。

一　見積に参加する資格を有しない者のした見積

二　委任状を持参しない代理人のした見積

三　記名及び押印（ただし、第４条第２項の記載により押印省略した場合を除く。）を欠く見積

四　金額を訂正した見積

五　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積

六　明らかに連合によると認められる見積

七　同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の見積

八　その他見積に関する条件に違反した見積

＜心得第３条参照＞

（結果の閲覧等）

第６条　入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

２　見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。

３　見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

（その他）

第７条　その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。